

労働安全衛生法
施行令改正

食料品製造業、新聞業、出版業、 製本業及び印刷物加工業の皆様

令和5年4月1日から
職長等に対する安全衛生教育^{*}が
義務化になります。



※労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています（合計12時間）。

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

※「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長教育の対象です。

職長とはどのような立場の人でしょうか？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」とされています（労働安全衛生法第60条）。職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長など、さまざまな名称で呼ばれています。名称はともかく、仕事を行う上で、現場で指揮、命令する人が職長です。

(出典：「職長の安全衛生テキスト 第4版」(中央労働災害防止協会))

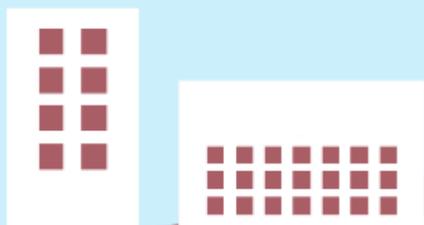
自分の会社は対象となるのでしょうか？

下記又は裏面の各地区の安全衛生サービスセンターにお問合せください。

中央労働災害防止協会のサポートは？

職長等安全衛生教育の開催、法令改正の対応、ご相談等トータルでサポートいたします！ 裏面をご覧ください。

職長等の安全衛生教育の
対象業種が拡大されます！



お問い合わせ

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 教育・調査課

〒108-00014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館6階

電話 03-3452-6499 E-mail kyoiku@jisha.or.jp <https://www.jisha.or.jp/>

中央労働災害防止協会のサポートは？

職長等安全衛生教育テキストの販売

法定の教育カリキュラムに沿った職長等教育用テキストを作成、販売しています。
教育の狙いや、教育内容をわかりやすく解説しています。



職長の安全衛生テキスト 第4版
中央労働災害防止協会編
B5判 / 208頁 / 2色刷
定価880円(本体800円+税10%)
発行年月日 2020年1月31日
NO.25260
ISBN No.978-4-8059-1898-2 C3060

目次
はじめに
第1編 職長の役割
第2編 職長の職務
参考1 職長の立場よりみた労働安全衛生マネジメントシステム
参考2 ゼロ災害全員参加運動と職長の関わり

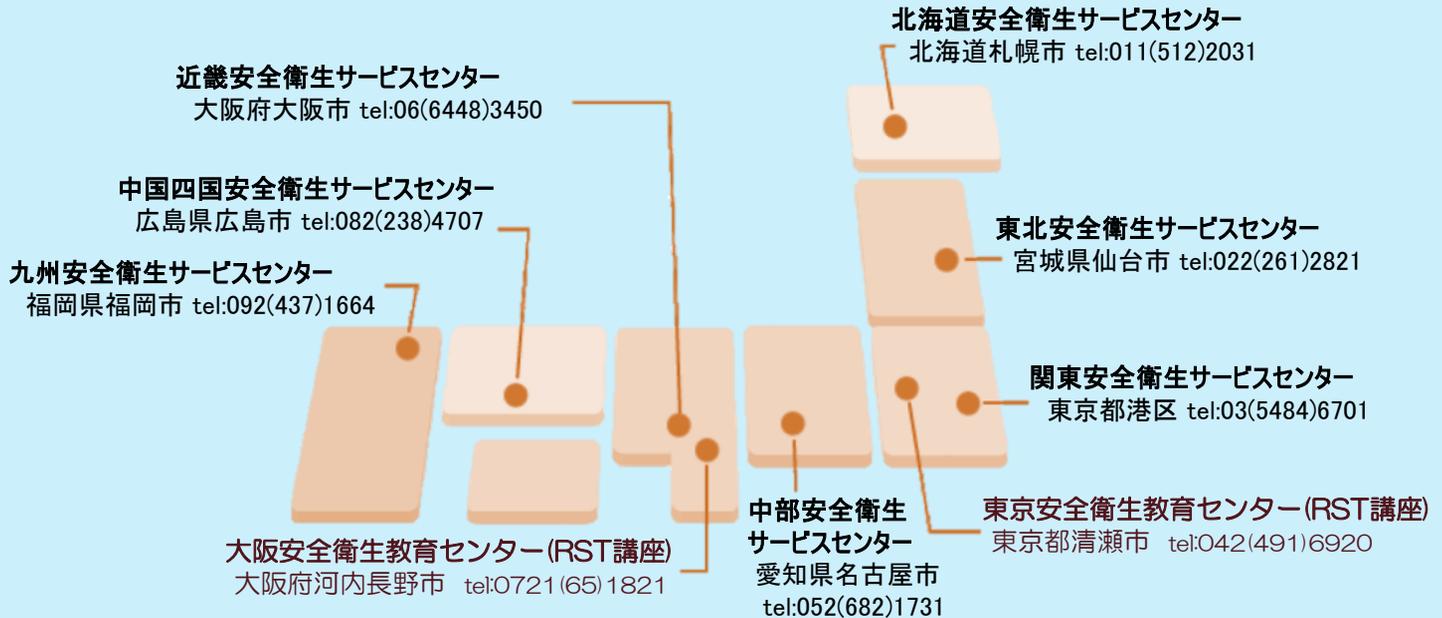
お申込・お問合せ
中央労働災害防止協会 出版事業部
電話:03(3452)6401
又は下記の地区安全衛生サービスセンター

「職長の安全衛生テキスト」購入



職長等安全衛生教育、職長等安全衛生教育の講師養成研修(RST講座)の開催

新たに職務に就くことになった職長等の第一線現場監督者向けの安全衛生教育（職長等教育）を、各地区の安全衛生サービスセンターで実施しておりますので、貴社の職長等の養成に是非ご活用ください。



また、厚生労働省が定めたカリキュラムに基づき、職長等教育を行うための講師を養成するための研修(RST講座)を安全衛生教育センター(東京・大阪)で、開催しておりますので併せてご活用ください。

各種ご相談受付

職長等の安全衛生教育について、ご相談を受け付けております。

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 教育・調査課
〒108-00014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館6階
電話 03-3452-6499 E-mail kyoiku@jisha.or.jp

<https://www.jisha.or.jp/>

「職長等の安全衛生教育対象業種拡大」
特設ページ

